

# 委託契約約款

## 第1章 通則

### 第1節 総則

(総則)

第1条 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令（地方公共団体の条例等を含む。以下同じ。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間において、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

4 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、甲の事業所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、当該損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものは、甲が負担する。

(業務責任者)

第5条 乙は、受託業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して業務責任者の選任について報告を求めることができる。

2 業務責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第6条 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

### 第2節 契約内容の変更

(契約内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更等)

第8条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金の変更等)

第9条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増額するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。ただし、甲が契約保証金の納付を免除していた場合で、当該契約内容の変更に伴っても契約保証金の納付が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、更に納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。

- 3 甲は、乙が契約の履行をすべて完了し、第 15 条の規定により契約代金を請求したとき又は第 18 条若しくは第 19 条の規定により契約を解除されたときは、乙の請求に基づき、30 日以内に契約保証金を返還する。
- 4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

### 第 3 節 検査等

#### (検査)

- 第 10 条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、甲に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月 1 回提出することを指示することができる。
  - 3 乙は、前項の指示を受けたときは、当月分の完了届を甲に提出するとともに、業務を履行した旨を記載した業務履行日誌等を甲に提示して検査を受けなければならない。
  - 4 乙は、あらかじめ指定された日時において、第 1 項の検査に立ち会わなければならない。
  - 5 乙は、第 1 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 6 乙は、第 1 項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

#### (再履行)

- 第 11 条 甲は、乙が前条第 1 項の検査に合格しないときは、期限を定めて再履行を命ずることができる。
- 2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。
  - 3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、前項の検査に準用する。

#### (甲の代位執行)

- 第 12 条 乙が再履行に応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。この場合において、甲の執行により乙に損害が生じても、甲は、その責を負わない。

### 第 4 節 指定期日の延期等

#### (指定期日の延期等)

- 第 13 条 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出なければならない。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

#### (遅延違約金)

- 第 14 条 乙の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に年 3.3 パーセント（年当たりの割合は、閏（うるう）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。）とする。
  - 3 第 11 条第 1 項に規定する再履行が、同項で指定した期限を越えるときは、乙は、前項の規定により違約金を納付するものとする。
  - 4 前 2 項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

### 第 5 節 契約金額の支払

#### (契約金額の支払)

- 第 15 条 乙は、第 10 条又は第 11 条の規定による検査に合格したときは、甲が仕様書等により請求日を別に定める場合又は完了後一括払いである場合を除き、当該月の履行に係る代金を毎月 1 回翌月初日以降に甲に対して請求することができる。
- 2 乙は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。
  - 3 甲は、乙から第 1 項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に代金を支払わなければならない。
  - 4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、支払金額に年 3.3 パーセント（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

### 第 6 節 契約の解除等

#### (甲の解除権)

- 第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。
  - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 第19条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付をしていない場合又は契約保証金の免除を受けている場合において、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約保証金の一部を納付しているときはその額を控除する。以下同じ。）を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10に相当する額を違約金とする。ただし、この契約を解除したことにより、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対し、損害賠償の請求ができるものとする。

（談合その他の不正行為による解除）

第17条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（協議解除）

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第7条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- (3) 甲が、この契約に基づく義務を履行しないことにより、履行が完了する業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除に伴う措置）

第20条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

3 契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を処分せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第16条又は第17条の規定によるときは甲が定め、第18条又は前条の規定によるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

第21条 乙は、この契約に関して、第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第17条第1項第1号又は第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合
- (2) 第17条第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求す

ることを妨げるものではない。

(相殺)

第 22 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

## 第 2 章 情報処理を伴う業務に関するセキュリティ対策

### 第 1 節 甲の事業所におけるセキュリティ対策

(業務従事者の申請)

第 23 条 乙は、この契約に関して情報システム（国分寺市情報システムの管理運営に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する作業を甲のサーバ室で行う場合は、甲の指示する方法により、当該業務従事者について甲に申請し、登録を行わなければならない。当該業務従事者を変更するときも同様とする。  
(作業申請)

第 24 条 乙は、業務従事者が、甲のサーバ室に入室し、作業を行う場合は、あらかじめ作業の内容、日時及び業務従事者名等について甲に申請し、甲の許可を得なければならない。

(サーバ室での作業)

第 25 条 乙は、業務従事者が、甲のサーバ室に入室し、作業をするときは、甲が交付する入室許可証及び前 2 条に規定する業務従事者であることを証明する社員証等（顔写真等により、当該業務従事者本人であることが証明できるものに限る。）を着用しなければならない。

(外部記録媒体等の持込み等)

第 26 条 乙は、甲のサーバ室に入室する業務従事者に、サーバ室に外部記録媒体、携帯電話等の通信機器及び情報処理機器等（以下「外部記録媒体等」という。）を、甲の許可なく持ち込ませてはならない。

2 乙は、業務従事者に、外部記録媒体等を甲のサーバ室に持ち込ませる場合は、当該外部記録媒体等の名称又は機器名等について、甲に申請しなければならない。

3 乙は、業務従事者に、情報システムに保存されている情報を、甲の許可なく外部記録媒体等に記録し、又は持ち出してはならない。

(執務室での作業)

第 27 条 乙は、業務従事者に、甲の執務室内で作業をさせるときは、当該業務従事者が乙の使用人等であることを証明する社員証等（顔写真等により、当該業務従事者が乙の使用人等であることが証明できるものに限る。）を着用させなければならない。

### 第 2 節 乙の事業所等におけるセキュリティ対策

(セキュリティ対策の実施)

第 28 条 乙は、この契約の目的が、専ら電子計算機を用いて市の情報を処理するものであるときは、必要に応じ、次の各号に掲げるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(1) 乙は、当該委託契約に従事する者に対し、情報の盗用、改ざん、滅失、棄損、漏えい、無断持出しその他不適正な取扱いが行われないう、情報セキュリティに関する指導監督を行わなければならない。

(2) 乙は、情報処理を行う施設（事業所）や装置（電子計算機）に対し、外部からの侵入により市の情報が盗用、改ざん、滅失、棄損、漏えいその他不適正な取扱いが行われないう、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(3) 乙は、市の情報を処理、保管、搬送する場合は、それぞれに必要な機密対策を講じ、情報の盗難、散逸、滅失、紛失その他不適正な取扱いが行われないう、適正に運用しなければならない。

(4) 乙は、市の情報を取り扱う情報システムの運用において、情報の漏えい、不正アクセスその他不適正な処理が行われないう、不正アクセス対策及びコンピュータウイルス対策等を講じなければならない。

## 第 3 章 個人情報取扱業務に関する特則

### 第 1 節 総則

(個人情報保護の趣旨)

第 29 条 甲及び乙は、この契約の高度な公共性にかんがみ、その業務を遂行するに当たって、個人情報（国分寺市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 34 号）第 2 条第 1 項に規定される情報及び当該情報が含まれている情報をいう。以下同じ。）に係る権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 甲及び乙は、この契約の履行に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び国分寺市個人情報保護条例その他関係する法令及び条例規則に従い、個人情報を常に善良な管理者の注意をもって管理運用するほか、自己の職員、使用人等に対して個人情報保護に関する指導教育を実施する等個人情報の保護に必要な措置を講じ、その取扱いについて万全の注意を払わなければならない。

(本章の優先適用)

第 30 条 個人情報を取り扱う業務にあつては、本章に定める条項と前 2 章に定める条項が抵触するときは、本章に定める条項が優先するものとする。ただし、仕様書等により別に定めるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 31 条 個人情報を取り扱う業務にあつては、乙はこの契約に基づくすべての業務を自ら実施し第三者に委託してはならない。

ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の承諾を得て当該第三者に対し個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、個人情報の保護について当該第三者に対しこの契約書及び仕様書等を遵守させる義務を負わなければならない。

(個人情報取扱業務に係る管理責任者及び取扱担当者)

第 32 条 乙は、受託業務履行に係る個人情報の保護について管理責任者を選任し、甲にその旨を届け出なければならない。管理責任者を変更するときも同様とする。

- 2 管理責任者は、甲から交付された個人情報を厳正に取り扱い、業務従事者の個人情報の取扱いを指揮監督する。
- 3 管理責任者は、個人情報の取扱いに関して、業務従事者のうちから担当者を指名し、その者にのみ個人情報の取扱いをさせるものとする。

(個人情報の秘密保持)

第 33 条 乙は、この契約において取り扱う個人情報を、この契約の目的以外への使用、加工、再生、複写、複製等の危険性のあ  
る行為(以下「目的以外への使用等」という。)を一切してはならない。この契約が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、この契約において取り扱う個人情報を、甲の承諾なしに、第三者に提供してはならない。

(委託業務における措置)

第 33 条の 2 乙は、この契約において取り扱う個人情報について、管理状況、運用方法等に関する実施手順書等を作成し、甲か  
らの請求があったときは速やかにこれを提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況、運用方法等を調査し、又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 3 甲は、個人情報が適正に取り扱われていないと認める場合にあっては、乙の事業所等への立入調査を行うとともに、必要な資料の監査及び提出を求めることができる。
- 4 乙は、乙が第 31 条の規定により第三者に業務の履行を再委託するときは、甲が当該第三者に対して前項の立入調査等をする  
ことを、当該第三者に認めさせなければならない。

第 2 節 個人情報の授受、取扱い等

(個人情報の交付等)

第 34 条 甲は、この契約において取り扱う個人情報を、乙に対して交付するときは、その個人情報の内容及び数量並びにその他必  
要事項(以下「個人情報の内容等」という。)を記入した書面を添付しなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報の交付を受けたときは、個人情報の内容等を確認し、受領書を甲に提出しなければならない。

(個人情報の搬送)

第 35 条 乙は、交付された個人情報を搬送するときは、漏えい、改ざん、滅失、き損等(以下「漏えい等」という。)の防止そ  
の他個人情報の保護に必要な措置を講じ、万全の注意を払い、適切に執行しなければならない。

(業務執行時における個人情報の取扱い)

第 36 条 乙は、受託業務の執行に際しては、個人情報の事故等の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じ、万全の注意を  
払い、適切に執行しなければならない。

(個人情報の保管)

第 37 条 乙は、交付された個人情報の保管については、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう、当該個人  
情報の保管場所の施錠、入退管理等必要な措置を講じ、万全の注意を払わなければならない。

(個人情報の返還)

第 38 条 乙は、交付された個人情報の使用目的が終了したとき、又は甲からの返還請求があったときは、甲から交付された個人  
情報の内容等が記入された書面を添え、速やかに甲に返還しなければならない。この場合において、甲は、返還された個人情  
報の内容等を確認の上、第 34 条第 2 項の規定により交付された受領書を乙に返還するものとする。

(個人情報の抹消)

第 39 条 前条の規定にかかわらず、甲乙協議の上、乙は、個人情報を抹消することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、個人情報が第三者の利用に供されることのないよう、甲の指示する方法により、焼却、裁断等  
により保有する一切の個人情報を抹消しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を抹消するときは、あらかじめその作業内容を甲に報告しなければならない。

(事故等の発生時における報告の義務)

第 40 条 乙は、個人情報の漏えい等及び目的以外への使用等並びにその他個人情報の不適切な取扱い(以下「事故等」とい  
う。)が発生したときは、その状況等を直ちに甲に報告し、当該事故等の解決に努めなければならない。

(情報の開示及び損害賠償)

第 41 条 この契約の履行に関し、乙が個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠ったときは、甲は、国分寺市情報公開・個人  
情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

- 2 前項の公表により、乙が社会的、経済的、精神的その他その種類、規模を問わず、いかなる損害を被る場合であっても、甲  
は、一切の責を負わない。
- 3 個人情報の保護に関する義務に違反したことによる損害の賠償において、乙は、甲に対し民法第 715 条第 1 項ただし書の規

定による主張をすることはできない。

(告発)

第 42 条 甲は、乙の受託業務従事者又は従事していた者（以下「受託業務従事者等」という。）が国分寺市個人情報保護条例第 40 条又は第 41 条の違反行為をしたと認めるときは、受託業務従事者等を告発し、併せて、同条例第 44 条の規定に基づき、乙に関して告発する。

#### 第 4 章 雑則

(使用自動車の制限)

第 43 条 乙は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。

2 乙は、甲が前項の確認をするために必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示又は提出しなければならない。

(疑義の決定等)

第 44 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(平成 22 年 4 月 2 日改正)